

消費税免税店販売マニュアル

(一般物品販売用)

宇治商工会議所

(2023. 4. 1版)

消費税免税販売店 マニュアル

(一般物品販売用)

制度改正 特記事項

● 免税制度に手続きの完全電子化／2021月10月1日制度開始

これまで書面により行われていた購入記録票の作成等の手続きに代わり、購入記録情報（購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入の事実を記録した情報）を、インターネット回線等により国税庁へ電磁的に送信する、完全電子化が開始されました。

- ①購入誓約書の作成・保管が不要になる。
- ②パスポートの写しの提出・保管が不要になる。
- ③購入記録票の作成・提出が不要になる。
- ④新たに購入者に対する必要事項の説明が必要になる。
- ⑤国税庁が管理する免税販売管理システムに対して、ソフトウェア・アプリケーション等による購入記録情報の送信が必要になる。

● 免税購入できる対象者の見直し／2023月4月1日制度開始

- ①外国籍を有する非居住者
 - ・「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を有する者
 - ・出入国管理及び難民認定法第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者等
 - ②日本国籍を有する非居住者
 - ・国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有することを在留証明又は戸籍の附票の写しにより確認がされた者(※)
- ※在留証明、戸籍の附票の写しは、免税購入対象者が最後に入国した日から起算して、6カ月前の日以後に作成されたものにて確認する必要があります。

消費税免税販売店 マニュアル

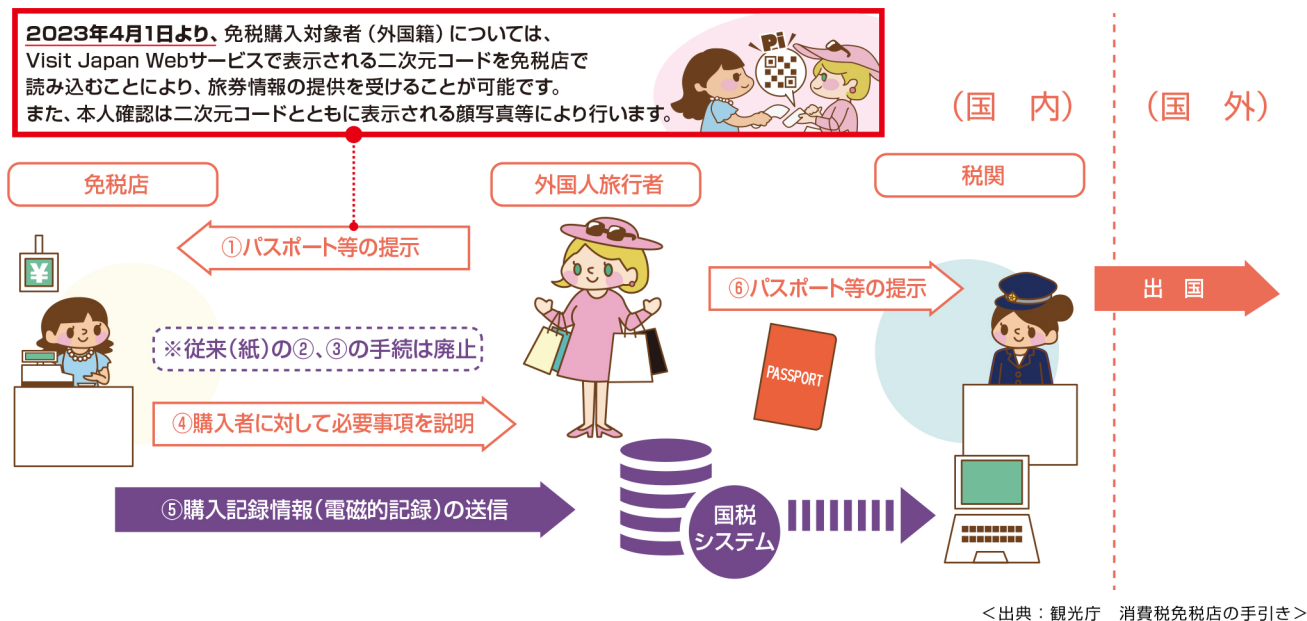
(一般物品販売用)

目 次

●制度改正 特記事項	．．．	1
●外国人旅行者に対する消費税免税販売手続の方法	．．．	3
免税手続きの手順	．．．	4
①パスポート（旅券）の所持・提示		
②購入者へ必要事項（出国時の手続き等）を説明		
③免税対象物品の引き渡し		
④国税庁へ購入記録情報を送信		
⑤購入記録情報の保存		
●参考：非居住者の範囲	．．．	7
●参考：在留資格 一覧	．．．	8

外国人旅行者に対する消費税免税の手続方法

免税手続きの手順



①パスポート（旅券）等の所持・提示

1. パスポートまたはVisit Japan Webサービスで表示される二次元コードを必ず提示してもらう。
 - パスポートを所持していない者には免税販売は出来ない。(コピー・外国人登録書では免税購入ができない)
 - パスポート以外に認められているもの
 - 「乗員上陸許可書」「緊急上陸許可書」「遭難による上陸許可書」「船舶観光上陸許可書」
 - Visit Japan Webサービスによる本人確認は、二次元コードとともに表示される顔写真等により行う。

【必要な表現】

免税手続きにはパスポートの提示が必要です（コピー不可）

It is necessary to present your passport (not a copy) as a part of the refund process

パスポートを見せてください

Show me your passport, please

2. 在留資格と上陸年月日の確認

外国人旅行者からパスポートの提示を受け、入国スタンプ（上陸許可認証印）で「在留資格」と「入国日」を確認する。

- 入国日から6ヶ月以上経過している場合は、免税販売は出来ない。
- 免税販売は、外国人旅行者などの一時滞在者（非居住者）が対象。
- 非居住者とは、日本に住んでいない人（滞在期間が6ヶ月未満）※非居住者の範囲は、P7を参照

【注意】

外国人旅行者であっても、国内に居住している以下の者は免税販売の対象とはならない。
「日本国内の事業所に勤務する者」「日本に入国して6ヶ月以上経過する者」

免税手続きの手順

【必要な表現】

上陸地のスタンプはどれですか？

Please show me the Japan Immigration Stamp in your passport

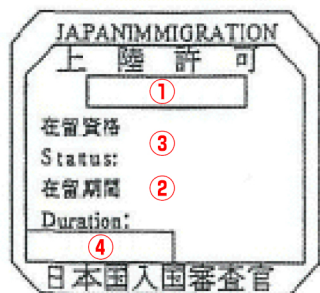
入国スタンプがない場合、免税の手続きは不可能です

Without a Japan Immigration stamp, you cannot get a tax refund

6ヶ月以上が経過した場合、免税にはなりません。

You cannot get a tax refund if you have been staying in Japan for over 6 month

【パスポートにある入国スタンプ（上陸許可認証印）の例】



① 上陸許可年月日

② 在留期間

③ 在留資格

④ 上陸港名（※）

（※）成田空港はNARITA、関西空港はKANSAIがそれぞれ記入されています。

【在留資格の一例】

在留資格	内容
短期滞在	観光、保養、スポーツ、見学等
留学	本邦の大学や専修学校の専門課程等において教育を受けようとするもの
就学	本邦の高等学校若しくは専修学校の高等課程等で教育を受けようとする者
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興業に係る活動又はその他の芸能活動を行おうとする者
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化等について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けて修得する活動を行おうとする者

※ 上記意外にも在留資格が存在。

※ 上記の在留資格であっても、本邦内にある事務所に勤務する者、又は滞在期間が6ヶ月以上経過した者は居住者に該当する（免税販売の対象とならない）。

免税手続きの手順

3. 購入金額の確認

免税対象物品(消耗品以外)、いわゆる「**一般物品**」の**販売合計額(税抜)**は**合計5,000円以上であること**

【注意】

2016年5月1日より新たに追加された「消耗品」の販売合計額(税抜)は計5,000円以上であること

【必要な表現】

消耗品以外の物品の免税額は5,000円以上となります

To get tax refund for non consumable items, your purchase has to be above 5,000 yen.

② 購入者に対して必要事項(出国時の手続き等)を説明

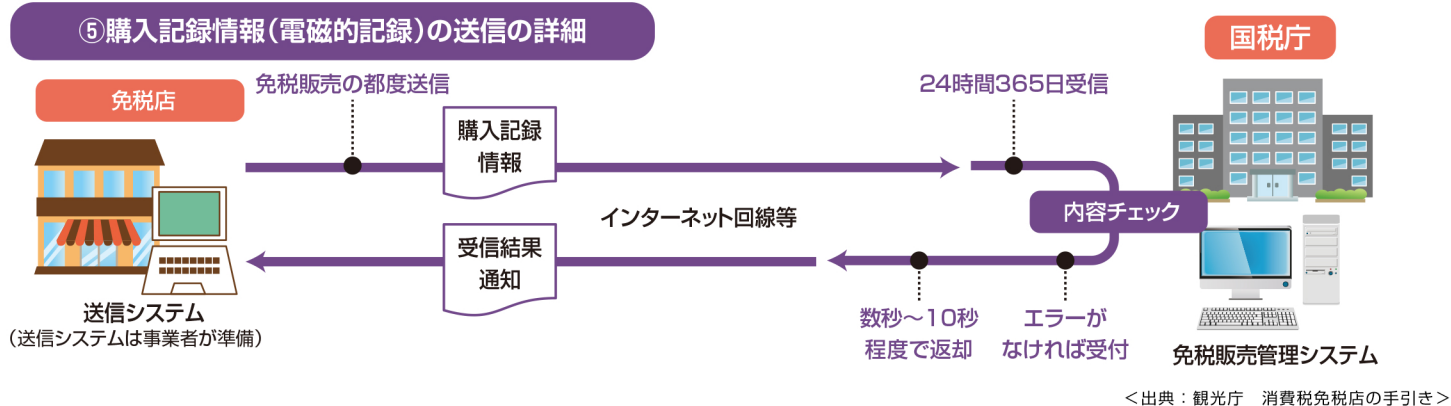
- ・ 輸出するために購入するものであること
- ・ 出国する際に、税関でパスポートの提示が必要であること
- ・ 出国する際に、免税購入物品を所持していなかった場合、消費税を追徴されること

③ 免税対象物品の引き渡し

- ・ 返品交換などで免税に必要な最低購入金額を下回った場合は、すべての商品に対して免税の適用を受けることができないため、消費税をその場でお支払いただくこととなる。

④ 国税庁へ購入記録情報を送信

- ・ 自社システムもしくは他社システムにより送信(事前の届出が必要)



⑤ 購入記録情報の保存(約7年)

- ・ 免税販売を行った消費税免税店は、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間、購入記録情報を保存する。

免税手続の手順

参考：非居住者の範囲

外国人	
非居住者	居住者
<ul style="list-style-type: none">①外国人は原則として非居住者として取り扱われます②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者	<ul style="list-style-type: none">①日本国内にある事務所に勤務する者②日本に入国後6か月以上経過するに至った者
日本人	
非居住者	居住者
<ul style="list-style-type: none">①外国にある事務所（日本法人の海外支店等、現地法人、駐在員事務所及び国際機関を含む）に勤務する目的で出国し外国に滞在する者②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者③①及び②に掲げる者のほか、日本出国後、外国に2年以上滞在するに至った者④①から③までに掲げる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が6か月未満の者	<ul style="list-style-type: none">①日本人は、原則として居住者として取り扱われます②日本に在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は、居住者として取り扱われます

※居住者又は非居住者と同居し、かつ、その生計費が専らその居住者又は非居住者に負担されている家族については、その居住者又は非居住者の居住性の判定に従うことになります。

在留資格 一覽

参考：在留資格 一覧表（基データ出所／入国管理局URL）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間	居住者・非居住者の区分
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間	非居住者
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日	
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月	非居住者
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月	
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月	
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月	
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）	外資系企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年又は3月	ただし、本邦内にある事務所に勤務する者、又は滞在期間が6か月以上経過した者は居住者に当該する
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月	
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月	
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月	
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月	
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（この表の教授の項、投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者	5年、3年、1年又は3月	
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授の項、芸術の項、報道の項、投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	通訳、デザイナー、私企業の語学教師等	5年、3年、1年又は3月	
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月	
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日	
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月	

参考：在留資格 一覧表（基データ出所／入国管理局URL）

技能実習	<p>1号 イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む） ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動</p> <p>2号 イ 1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ 1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）</p>	技能実習生	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）	非居住者 ただし、本邦内にある事務所に勤務する者、又は滞在期間が6か月以上経過した者は居住者に当該する
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この留学の項から研修の項までに掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月	
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間	非居住者
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校等の学生	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	非居住者 ただし、本邦内にある事務所に勤務する者、又は滞在期間が6か月以上経過した者は居住者に当該する
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（この表の技能実習1号及び留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	1年、6月又は3月	
家族滞在	この表の教授から文化活動までの在留資格をもつて在留する者（技能実習を除く。）又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	高度研究者、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補等	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）	
在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間	居住者・非居住者の区分
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限	居住者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・実子・特別養子	5年、3年、1年又は6月	非居住者
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子	5年、3年、1年又は6月	ただし、本邦内にある事務所に勤務する者、又は滞在期間が6か月以上経過した者は居住者に当該する
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	